

青 監 第 734号
平成20年11月20日

建設業者各位

青森県県土整備部長

公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について（通知）

本県の建設業行政については、平素からご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、建設業の資金調達の円滑化について支援するため、国が創設した「地域建設業経営強化融資制度」について、県発注工事の請負者についても利用できるよう取扱いを定めましたので通知します。

記

1 制度の概要

県発注工事の請負者が有する工事請負代金債権の譲渡を県が承諾することにより、請負者がこの債権を事業協同組合等に譲渡し、融資を受ける制度です。

融資制度のスキーム及び融資のイメージについては別紙参照

2 債権譲渡先

(株)建設経営サービスが債権譲渡先になります。

なお、新たな債権譲渡先が認定された場合は、順次お知らせします。

3 その他

(1) 本制度は、工事の出来高が2分の1以上になった日以降に利用できます。

(2) 本制度は、低入札価格調査制度の調査基準価格未満の契約の場合は利用できません。

(3) 本制度と下請セーフティネット債務保証事業による融資制度は、いずれか一方を選択して利用できます。

(4) 本制度に関するお問い合わせ・相談は、東日本建設業保証(株)青森支店(電話017-722-7262)にお問い合わせください。

『地域建設業経営強化融資制度』

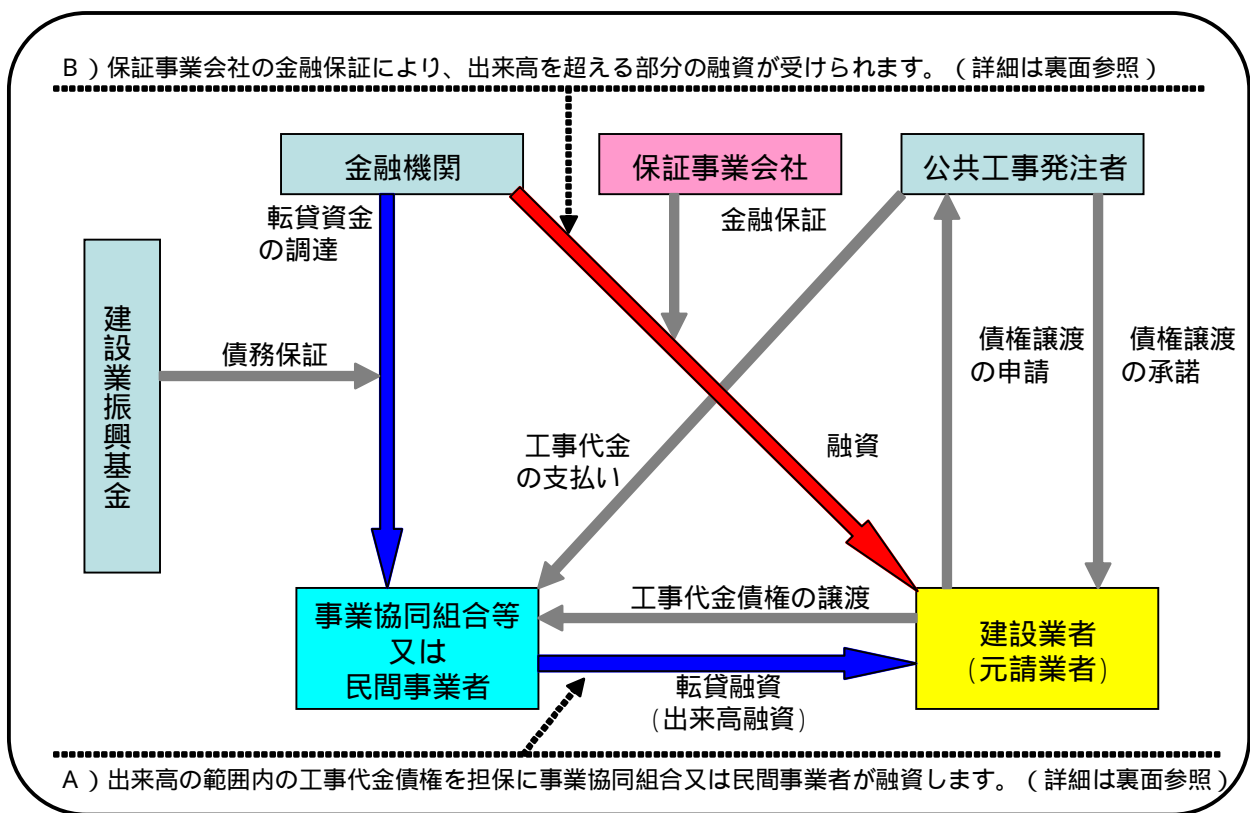
『地域建設業経営強化融資制度』とは

建設投資の急速な減少、不動産業の業況の悪化、資材価格の高騰等により極めて厳しい状況に直面している中小・中堅建設業者の資金繰りの円滑化を図るため、政府の「安心実現のための緊急総合対策」に基づき、国土交通省が創設した融資制度です。

制度の概要

事業協同組合等又は一定の民間事業者（ ）が行う転貸融資と前払保証事業会社の債務保証とを組み合わせることにより、中小・中堅建設業者への資金供給の円滑化を図るものです。

- A) 公共工事請負代金債権を担保に、事業協同組合等又は一定の民間事業者から出来高の融資が受けられます。
- B) 保証事業会社の金融保証によって、金融機関から工事の出来高を超えた未完成部分について融資が受けやすくなります。



認定を受けた民間事業者

北保証サービス(株)

(株)建設経営サービス

(株)建設総合サービス

融資のイメージ

A) 転貸融資（出来高融資）

工事の出来高部分から前払金、中間前払金、部分払金及び違約金を控除した金額の融資を受けることができます。

B) 金融保証

工事の未完成部分については、保証事業会社の金融保証により金融機関からの融資が受けやすくなります。

